

## 刊行にあたって

金融機関が顧客から支持される条件の1つに、個々の行職員が「高いレベルで金融知識・技能を身につけていること」があげられます。このような事情を背景として、銀行業務検定試験は、金融取引におけるさまざまな知識および技能に関する各種検定試験を実施することで、それぞれの習得度合いを判定しています。

「銀行業務検定試験・税務2級」は、所得税・相続税・法人税などを中心に、顧客からの税務相談に対応できる程度の実践的な税務知識について、その習得度合いを判定するための記述式の試験です。したがって、解答にあたっては、いかにわかりやすく簡潔に文章をまとめるかが問われます。そのためには、十分な税務知識を必要とすることはもちろん、過去の出題傾向に即した練習問題を実際に何度も解き、書いてみることが大切でしょう。したがって、本書は出題の意図・ポイントを的確に把握したうえで文章をまとめ、または計算する点に配慮して編集されています。

なお、過去の問題（最新7回分）については、「税務2級問題解説集」に収録しています。本書とあわせて有効に活用することにより、「銀行業務検定試験・税務2級」に合格され、よりいっそう日常業務に邁進されることを祈念して止みません。

2021年10月

経済法令研究会

## 目 次

- ◆ 記述式答案の書き方
- ◆ 答案の具体例（良い例・良くない例）
- ◆ 学習の仕方
- ◆ 税務2級出題範囲
- ◆ 出題項目別一覧（過去7回分）
- ◆ 令和4年以後の改正内容
- ◆ 令和3年以後の各速算表
- ◆ 分離課税の税率・所得控除額

## 所 得 税

○本編のガイド	2
1 所得税額計算の一巡	9
2 金融商品等の課税方式	22
3 株式等の課税関係	36
4 同一生計親族に対する対価の支払	51
5 不動産の賃貸	63
6 青色申告の特典	72
7 損益通算	81
8 納付税額の計算	92
9 資産の譲渡と課税方式～基本編～	101
10 資産の譲渡と課税方式～応用編～	114
11 居住用財産の買換え・特別控除	123
12 所得控除・税額控除	134
コラム「財産分与」	148

## 相続税・贈与税

○本編のガイド	150
13 相続税額計算の一巡	155
14 相続人の範囲	165

15	相続税の課税財産・非課税財産	176
16	債務控除	184
17	生前贈与加算・贈与税額控除	192
18	配偶者に対する相続税額の軽減	201
19	家屋・宅地等の評価方法	209
20	小規模宅地等の評価特例	219
21	一般的な財産の評価	228
22	取引相場のない株式の評価	237
23	贈与税額計算の一巡	246
24	住宅取得や教育、結婚・子育て資金にかかる非課税特例	255
25	相続時精算課税制度	269
26	贈与税の配偶者控除・負担付贈与等	275
	コラム「真実の所有者」	281

## 法 人 税

○	本編のガイド	284
27	課税所得金額・法人税額計算の一巡	288
28	租税公課の取扱い	300
29	交際費・寄附金の取扱い	308
30	受取配当等の益金不算入額	318
31	役員給与の取扱い	326
32	貸倒引当金の取扱い	336
33	減価償却	344
34	圧縮記帳	353
	コラム「法人と個人の間の取引」	360

## 所得税額計算の一巡

出題【21年・問2／19年・問2／18年・問1／17年・問1／16年・問1／15年・問3／14年・問1】

### 基本問題

甲は物品販売業を営む青色申告者であり、令和3年分所得税額の計算に必要な資料は、次のとおりである。

#### 1. 収入・経費などに関する資料

(1) 物品販売業による総収入金額 1,200万円／必要経費 1,300万円

(2) 貸室（2室）による総収入金額 240万円／必要経費等 110万円

（注） 必要経費等のなかには、青色申告特別控除額65万円を含んでいる。

(3) 生命保険契約にもとづく満期一時金

総収入金額 500万円／支払保険料 300万円

（注） 保険期間は15年であり、保険料負担者・受取人はともに甲である。

(4) NISA口座にかかる上場株式の配当金収入 1万円

(5) 所有期間10年の土地（更地）を売却したことによる収入金額

2,000万円

（注） 取得費は1,500万円であり、譲渡費用として70万円を支出した。

#### 2. その他の資料

(1) 前年分に生じた純損失の金額 25万円

（注） 総所得金額の計算上生じた（青色申告書を提出している）金額である。

(2) 所得控除の合計額 210万円

【質問】生命保険契約にもとづく満期一時金の所得分類について、次のうち正しいものを指摘するとともに、その所得の金額を計算過程を明示のうえ算出してください。

(1) 退職所得

(2) 一時所得

(3) 雜所得

## 問題理解と解答作成ポイント

所得税は、個人の1年間（1/1～12/31）に生じたすべての所得（非課税所得を除く）に対して課税される。ただし、所得の発生態様（発生原因）によっては、必要経費の範囲や担税力（税負担能力）に差異があるため、所得税法において所得を10種類に区分し、その区分された所得ごとに各種所得の計算方法および課税方法を個別に定めることにより、課税上の公平を図っている。

### 1 所得の分類

所得税法では、図表1-1のような10種類に所得を分類し、それぞれの計算方法を定めている。

〈図表1-1〉 所得の種類と計算方法

所得の種類	所得の計算方法
利子所得(所23)	所得金額=収入金額
配当所得(所24)	所得金額=収入金額-元本取得に要した負債の利子
不動産所得(所26)	所得金額=総収入金額-必要経費
事業所得(所27)	所得金額=総収入金額-必要経費
給与所得(所28)	所得金額=収入金額-給与所得控除額
譲渡所得(所33)	所得金額=総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額(50万円)
一時所得(所34)	所得金額=総収入金額-支出した金額-特別控除額(50万円)
雜所得(所35)	所得金額= $\left( \frac{\text{公的年金等}}{\text{の収入金額}} - \frac{\text{公的年金等}}{\text{控除額}} \right) + (\text{総収入金額} - \text{必要経費})$
退職所得(所30)	所得金額=(収入金額-退職所得控除額) $\times \frac{1}{2}$
山林所得(所32)	所得金額=総収入金額-必要経費-特別控除額(50万円)

### 2 非課税所得

非課税所得とは、法律などの規定により、課税所得から除外される所得をいう。したがって、非課税所得には所得税が（住民税も）課税されない。反対に、非課税所得に損失が生じた場合であっても、その損失はなかったものとみなされる。

#### (1) 所得税法の規定により非課税とされる主なもの

- ① 紹与所得者の通勤手当（月額15万円が限度）
  - ② 生活用動産（家具・什器・衣類など）の譲渡による所得
    - ※ 貴金属や書画骨董などで1個または1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税される。
  - ③ オープン型証券投資信託の特別分配金
  - ④ 損害保険契約等にもとづく保険金・給付金で、身体の傷害・心身の損害・資産の損害に基くして本人・配偶者・直系血族などが支払を受けるもの
    - ※ 資産の損害からは、棚卸資産等の損失について支払を受けるもので事業所得などの収入金額に代わる性質を有するものを除く。

#### [上記④の計算例]

自己所有の事業用倉庫が火災により焼失した場合

損害保険の保険金受取額	100万円
火災消失直前の帳簿価額	170万円

上記の例において、非課税所得は受取保険金の100万円である。ただし、各種所得（事業所得など）の計算上必要経費に算入される火災損失額は、直前の帳簿価額170万円から非課税所得である受取保険金100万円を差し引いた70万円（ $170\text{万円} - 100\text{万円}$ ）とする点に注意が必要である。

なお、直前の帳簿価額が100万円で受取保険金が170万円のときには、必要経費に算入される火災損失額はなく（0円）、受取保険金のうち帳簿価額を上回る70万円が非課税所得となる。

(2) 租税特別措置法の規定により非課税とされる主なもの

- ① 納税準備預金の利子（目的外引出の日の属する利子計算期間対応分の利子は課税される）
  - ② 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子（下記③を含めた元本550万円が限度）

## 12 所得税

- (3) 勤労者財産形成年金貯蓄の利子（上記②を含めた元本550万円が限度／生命保険金等にかかるものは385万円が限度）
- (4) NISA・ジュニアNISA・つみたてNISA口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得

### (3) その他の法律の規定により非課税とされる主なもの

- (1) 厚生年金保険の保険給付（障害厚生年金・遺族厚生年金）
- (2) 国民年金の給付（障害基礎年金・遺族基礎年金）
- (3) 確定拠出年金・確定給付企業年金のうち障害給付金
- (4) 雇用保険の失業等給付（求職者給付・就職促進給付など）

## 3 総合課税と分離課税

### (1) 所得税法による申告分離課税

所得税は所得を10種類に分類し、それぞれの「所得金額」を個別に計算した後（非課税所得を除く）に、これらを合算して累進税率により課税する総合課税を原則としている。ただし、退職所得と山林所得については、その所得の発生までに長い年数を要し、かつ、所得の発生年に一時に課税される、という発生原因・担税力（税負担能力）などを考慮し、普遍的な法律である所得税法により、それぞれ単独で累進税率を乗ずる申告分離課税扱い（確定申告の際に他の所得と合算しない方式）となっている。

### (2) 租税特別措置法による申告分離課税

同様に、譲渡所得は総合課税を原則とするものの、土地建物等にかかる譲渡所得と株式等・公社債等にかかる譲渡所得については、その担税力や金融・証券税制（資産運用の促進）などの考慮のため、政策的・時限的な法律である租税特別措置法において一律の税率による申告分離課税扱いとされている。このうち、土地建物等にかかる譲渡所得については、重い税負担を課すための「短期譲渡所得」と、軽い税負担を課すための「長期譲渡所得」に区分される。

なお、配当所得は総合課税扱いを原則とするが、租税特別措置法により

上場株式等の配当等（上場株式は所有割合が3%未満のもの）は、申告分離課税の選択ができる。同様に、先物取引にかかる雑所得等も、申告分離課税扱いを受ける。

### （3）源泉分離課税を受けるもの

預貯金の利子と一般公社債等の利子等（一定のものを除く）および金融類似商品の収益（次頁の体系表の※3参照）についても、租税特別措置法において一律の税率による分離課税扱いとなっている。ただし、この場合の分離課税は、その収益の受取時に所得税15%（別に復興特別所得税0.315%・住民税5%）が源泉徴収されることによって課税関係が完結する（確定申告できない）ものである。

したがって、これらは当初より所得税の課税体系から除かれる。このような源泉徴収だけで課税関係が完結する分離課税を**源泉分離課税**という。

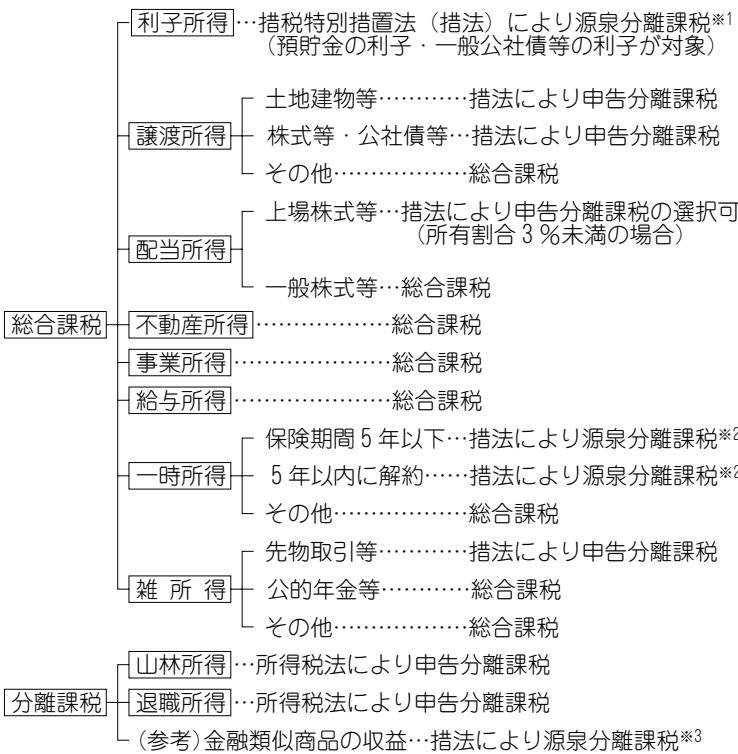
## 4 所得の総合と一時所得

### （1）総所得金額の特徴・求め方

総合課税の対象となる所得は、10種類に区分された所得から退職所得と山林所得（もともと申告分離課税を受ける所得）および租税特別措置法により分離課税扱いとなっている所得を除いた所得の合計額（⇒これを**総所得金額**という）である。

総所得金額を求めるにあたって、**一時所得の金額**（50万円特別控除後の金額）は、**その2分の1**に相当する金額が他の所得と合算される。なお、土地建物等および株式等・公社債等以外の譲渡、たとえばゴルフ会員権など総合課税される譲渡所得のうち、**長期譲渡所得**となるもの（保有期間5年超のもので50万円特別控除後の金額）も、**その2分の1**に相当する金額が他の所得と合算される。

## 〈所得の種類と課税方式の体系〉



※ 1 利子所得であっても特定公社債等の利子は、申告分離課税（申告不要の選択可）扱いとなる。一般公社債等のうち同族会社が発行した社債については、その利子を同族株主が支払を受ける場合には、利子所得であっても総合課税の対象となる。

※ 2 生命保険契約等にかかる一時金であっても、保険期間が5年以下、または、保険期間が5年超であっても5年以内に解約されたもの、にもとづく差益は源泉分離課税の対象となる。

※ 3 源泉分離課税の対象となる収益（主な金融類似商品）は、次のとおりである。

- ・外貨投資口座の為替差益（為替予約があるもの）
- ・一時払養老保険等の差益
- ・割引債の償還差益（平成27年12月31日以前の発行分）
- ・定期積金の給付補てん金

## (2) 一時所得の特徴・範囲

一時所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得および山林所得・譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の「一時の所得」で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう（所34①）。したがって、次のようなものが一時所得となる。

- ① 生命保険契約等にもとづく満期一時金または解約一時金（保険金受取人が保険料等を負担したもの）
- ② 損害保険契約等にもとづく満期返戻金または解約返戻金（地震保険料控除などの対象となるもの。ただし、その保険料が事業上の必要経費となるものは事業所得などとなる）
- ③ 借家人の受ける立退料（ただし、休業等に伴う収入減の補てんとして受けるもの等は事業所得などとなり、借家権の対価とされる立退料は譲渡所得となる）
- ④ 法人からの贈与によるもの（ただし、業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは給与所得などとなる）

## ★関連事項

---

### 合計所得金額

合計所得金額とは、総所得金額と、山林所得金額、退職所得金額、土地建物等にかかる短期・長期譲渡所得の金額、上場株式等・一般株式等にかかる譲渡所得等の金額、上場株式等にかかる配当所得等の金額、先物取引にかかる雑所得等の金額の総称をいう。ただし、合計所得金額を計算する場合に、**不動産所得・事業所得・譲渡所得または山林所得**の計算上生じた損失の金額（赤字）があるときには、一定の順序による**損益通算**（損失額を他の黒字の所得から差し引くこと）をした後の金額を合計所得金額とする（上記の文中に示す太字の所得の損失額は、損益通算の対象となる）。

たとえば、事業所得の金額（経常的に発生する所得）の計算上生じた損失の金額があるときには、総所得金額を構成する所得のうち、一時所得・譲渡所得以外の経常的に発生する所得（不動産所得・給与所得など）と損益通算し、それでも控除しきれない場合には、臨時に発生する所得である一時所得・譲渡所得と損益通算して合計所得金額を計算する（所69）。  
⇒87頁の計算例を参照のこと。

### 課税標準

課税標準とは、前述の合計所得金額から「損失の繰越控除額」を一定の順序により差し引いた後の金額の総称をいう。したがって、損失の繰越控除額がない場合には、合計所得金額と課税標準は一致する。そして、損失の繰越控除には、純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除がある。

**純損失**とは「損益通算をしてもなお残った損失の金額」をいい、この金額が前年以前3年内に生じた場合には、青色申告者の特典として、本年分の課税標準の計算上、その残額を総所得金額、山林所得金額、退職所得金額などから差し引くこと（純損失の繰越控除）ができる（所70）。

たとえば、前年分の総所得金額の計算上生じた純損失の金額がある場合には、本年分の合計所得金額のうち（課税標準の計算にあたって）、総所得金額⇒山林所得金額⇒退職所得金額の順で控除する（所令201）。

（注） 純損失の金額は、土地建物等の譲渡所得、上場株式等・一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得等、先物取引等の雑所得等から差し引くこと（繰越控除）はできない。〈図表1-2〉所得税計算の流れ（18~19頁）を参照のこと。

**雑損失**とは災害・盗難・横領により住宅家財等に受けた損失額のうち、損失発生年分に適用した雑損控除額を超える部分の金額をいう。雑損失の金額が前年以前3年内に生じた場合には、青色申告者・白色申告者のいずれであっても、本年分の課税標準の計算上、その残額を総所得金額などから差し引くこと（雑損失の繰越控除）ができる（所71）。

## 復興特別所得税

所得税の納税義務者が併せて納付する国税である。令和19年分までの期間を課税対象とし、各年分の納付すべき所得税額と合算して、その合計額を納付する（財確法8）。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

※ 上記算式中の基準所得税額とは、災害減免額の控除後（外国税額控除前）の所得税額をいうが、「銀行業務検定試験・税務2級」においては18～19頁の〈図表1-2〉所得税計算の流れの中の「(7)所得税額の計算」における所得税額と同額と考えて差し支えない。したがって、税額控除である配当控除額・住宅借入金等特別控除額を差し引いた後（源泉徴収税額控除前）の所得税額ということになる。

### 〔計算例〕

ある個人の課税資料が次の場合に、納付すべき所得税額および復興特別所得税額の合計額（申告納税額）はいくらになるか。

総所得金額	6,000,000円
所得控除額	2,364,500円
配当控除額	21,000円
源泉徴収税額（復興特別所得税額を含む）	232,788円

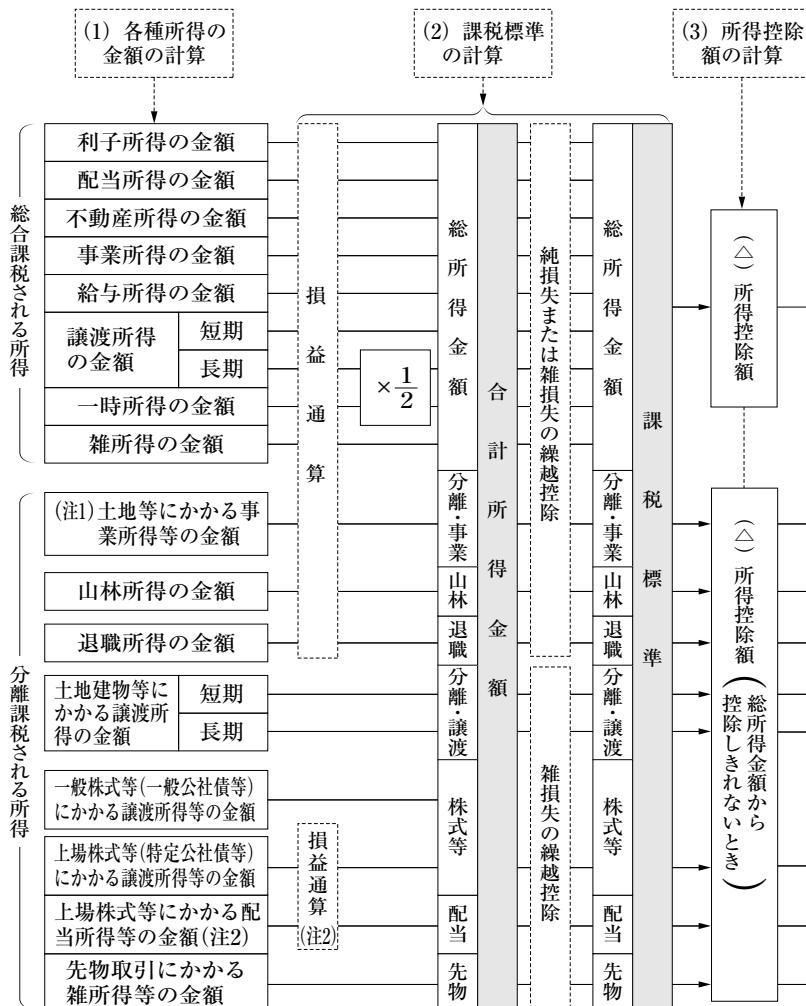
### 〔解答〕

		計算過程
課税総所得金額	3,635,000円	(6,000,000円 - 2,364,500円) ⇒ 千円未満切捨て
税額（速算表）	299,500円	(3,635,000円 × 20% - 427,500円) ⇒ 速算表(巻頭(17)頁)
税額控除額	△21,000円	(配当控除額)
所得税額	278,500円	(299,500円 - 21,000円) ⇒ 基準所得税額
復興特別所得税額	5,848円	(278,500円 × 2.1%) ⇒ 基準所得税額 × 2.1%
源泉徴収税額	△232,788円	
申告納税額	51,500円	(278,500円 + 5,848円 - 232,788円) ⇒ 百円未満切捨て

※ 銀行業務検定試験・税務2級においては、少なくとも1問は復興特別所得税を考慮した問題が出題されると予想されるので、上記の計算例をもとに計算の流れをよく把握しておくこと。

## 18 所得税

〈図表1-2〉



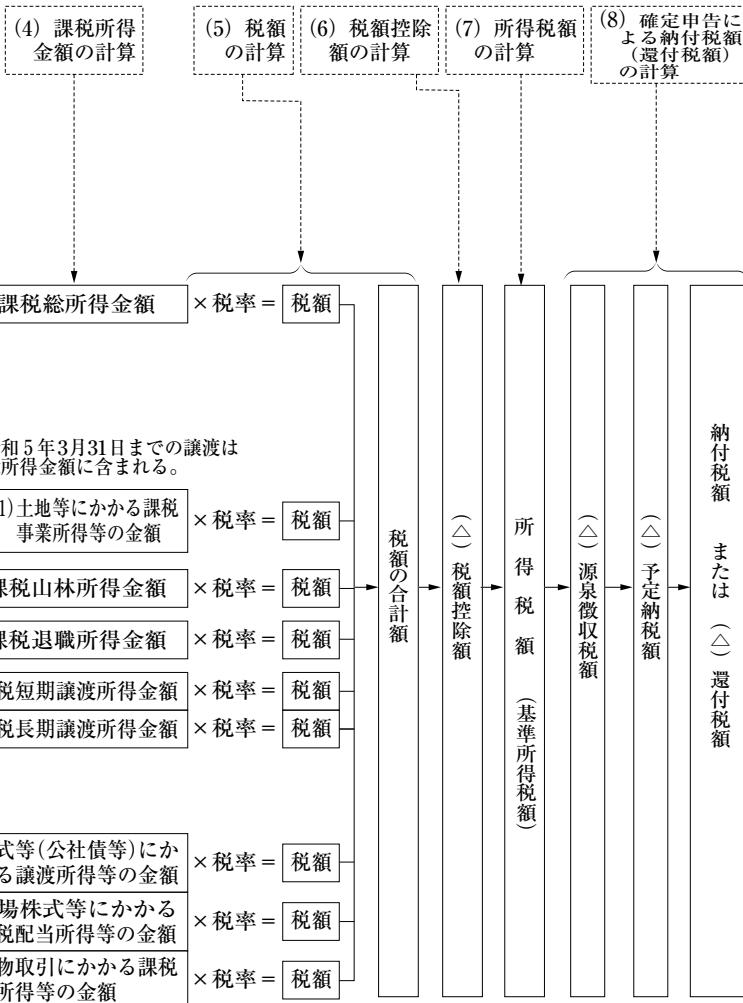
\*非課税所得および源泉分離課税扱いの所得は、上記(1)～(8)までの計算ラインから一切除外する。

\*利息所得については、預貯金の利子・一般公社債等の利子が源泉分離課税で、特定公社債等の利子は申告分離課税、同族会社が発行した社債の利子を同族株主が支払を受ける場合には総合課税となる。

(注1) 令和5年4月1日以後の適用（令和5年3月31日までは総合課税扱い）となる。

(注2) 上場株式等・特定公社債等の譲渡損失と、申告分離課税を選択した上場株式等にかかる配当所得等との間では損益通算できる。

## 所得税計算の流れ



## \*申告分離課税と源泉分離課税の違い

申告分離課税：他の所得とは分離して、その所得だけに単独で税率(山林所得・退職所得は速算表にもとづく税率／土地建物等の譲渡所得等・上場株式等や一般株式等の譲渡所得等・申告分離を選択した配当所得等・先物取引は一定の税率)を乗ずる課税方式をいう。

源泉分離課税：その対象となる所得は「各種所得」の構成要素とならない。したがって、その所得については所得金額の計算を必要とせず、税額の計算や確定申告の必要もない(源泉徴収だけで課税関係が完結する)。

## 【基本問題解答例】

択一解答 (2)

自己が保険料を負担した生命保険契約にもとづいて支払を受ける満期一時金の所得分類は、一時所得となる。

一時所得の金額 150万円 500万円-300万円-50万円(特別控除額)

## 応用問題

基本問題の事例において、甲が納付すべき令和3年分所得税および復興特別所得税の申告納税額を、次の計算表を利用することにより算出してください。

I 各種所得	金額	計算過程
事業所得 不動産所得 一時所得	△ 田 田 田	
分離 長期譲渡所得	田	
II 課税標準 (1) 合計所得 ※損益通算 総所得金額 長期譲渡所得の金額 小 計	— 田 田 田	
(2) 課税標準 ※純損失の繰越控除 総所得金額 長期譲渡所得の金額 小 計	— 田 田 田	
III 所得控除額	田	
IV 課税所得金額 課税総所得金額 課税長期譲渡所得金額	田 田	
V 所得税額	田	
VI 復興特別所得税額	田	
VII 申告納税額 申告納税額	田	

### 解答作成上のポイント

前頁の計算において、Ⅲの所得控除額は、Ⅳの計算上まず総所得金額から差し引く。「総所得金額<所得控除額」の場合には、その控除不足額を分離長期譲渡所得の金額から差し引き、課税分離長期譲渡所得金額に対して、一般の譲渡所得税率である15%を乗ずる（巻頭(19)頁の税率一覧表参照）。なお、NISA口座の配当金収入は非課税である。

### 【応用問題解答例】

I 各種所得		金額	計算過程
総合	事業所得	△1,000,000円	1,200万円-1,300万円=△100万円
	不動産所得	1,300,000円	240万円-110万円=130万円
	一時所得	1,500,000円	500万円-300万円-50万円=150万円
分離	長期譲渡所得	4,300,000円	2,000万円-(1,500万円+70万円)=430万円
II 課税標準			
(1) 合計所得		—	130万円-100万円=30万円（不動産所得）
※損益通算			30万円+150万円× $\frac{1}{2}$ =105万円
総所得金額		1,050,000円	
長期譲渡所得の金額		4,300,000円	
小計		5,350,000円	105万円+430万円=535万円
(2) 課税標準		—	105万円-25万円=80万円（総所得金額）
※純損失の繰越控除			
総所得金額		800,000円	
長期譲渡所得の金額		4,300,000円	
小計		5,100,000円	80万円+430万円=510万円
III 所得控除額		2,100,000円	
IV 課税所得金額		0円	80万円-210万円(所得控除)=△130万円
課税総所得金額		3,000,000円	430万円-130万円=300万円
V 所得税額		450,000円	300万円×15%=45万円
VI 復興特別所得税額		9,450円	45万円×2.1%=9,450円
VII 申告納税額		459,400円	450,000円+9,450円=459,400円(百円未満切捨て)

〈執筆協力〉

安井 誠（税理士）

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の[追補・正誤表](#))

---

銀行業務検定試験 公式テキスト 税務2級 2022年3月受験用

---

2021年11月30日 第1刷発行

編 者 経済法令研究会

発 行 者 志茂満仁

発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

---

制作／経法ビジネス出版(株)・根岸孝栄 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

---

©Keizai-hourei Kenkyukai 2021

ISBN978-4-7668-4406-1

定価は表紙に表示しております。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。